

# 青森県美開館 20 周年記念事業「20th アニバーサリーフェス」

## 企画運営業務に係る企画提案競技実施要領

### 1 趣旨

この要領は、青森県美開館 20 周年記念事業「20th アニバーサリーフェス」の企画運営業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託先を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

青森県美開館 20 周年記念事業「20th アニバーサリーフェス」企画運営業務

#### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで

#### (4) 予算

金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内の額

※支払時期は業務の履行確認後となる。

### 3 企画提案競技の内容

#### (1) 公募条件（参加資格）

国内に本社又は事務所を有する事業者で、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- ④宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- ⑤法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

#### (2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 企業概要（様式 2）
- ③ 過去の類似業務実績（様式 3）

#### (3) 提出方法

上記（2）に掲げる提出書類をメールで提出すること。なお、必ず電話等により受領確認を行うこと。

(4) 提出期限

令和8年3月2日（月）17時まで

(5) 質問の受付

- ・令和8年3月2日（月）17時まで、企画提案募集に関する質問を受け付ける。
- ・質問は、質問書（様式4）に記入の上、下記あてメールにより提出すること。
- ・原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないこととする。また、受付期間以外の質問については、回答しない。
- ・回答は、令和8年3月5日（木）までに、参加表明書提出者にメールにより回答する。

(6) スケジュール（予定）

※実施状況等により日程が変更になる場合がある。

参加表明書の提出期限	令和8年3月 2日（月）17時まで
質問受付期限	令和8年3月 2日（月）17時まで
企画提案書等提出期限	令和8年3月 11日（水）17時まで
審査（プレゼンテーション）	令和8年3月 17日（火）予定
審査結果通知	令和8年3月 24日（火）予定

#### 4 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月11日（水）17時まで

(2) 提出方法

メールで提出すること。なお、必ず電話等により受領確認を行うこと。

(3) 提出書類

① 企画提案書

基本的な記載事項を以下のとおりとすること。様式は任意とし、A4サイズ（A3サイズのページはA4サイズに折り込むこと）を基本とする。

ア 表紙（提案者名を記載すること）

イ 業務全体のターゲット、目標、取組内容と戦略、効果など

ウ 企画内容、運営方法、会場レイアウトイメージなど

エ 作業工程、実施スケジュール

オ 業務実施体制（本業務を実施する場合の従事者の配置、担当業務内容等）

カ その他仕様書で要求している事項以外でも、有益なものについては、積極的に提案すること。

② 経費見積書

積算根拠が明確になるよう記載することとし、委託金額の上限額以内の金額とする。

(4) その他

① 企画提案は、1者につき1案とする。

なお、提出書類は返却しない。

② 企画提案の提出後の修正又は変更は原則として認めない。

## 5 企画提案の辞退

参加表明書の提出後、辞退する場合には、速やかに提案辞退届（様式任意）を郵送またはメールすること。

## 6 審査の概要

- (1) 別途設置する『青森県美開館 20 周年記念事業「20th アニバーサリーフェス」企画運営業務』企画提案競技審査委員会の審査により、本業務の最優秀提案者を選考する。
- (2) 審査は、プレゼンテーションにより行う。（オンライン参加も可）ただし、企画提案者が 6 者以上となった場合は、プレゼンテーション審査の前に書面審査を実施する。審査の方法、日程等の詳細については、別途連絡する。
- (3) 審査は、別紙『青森県美開館 20 周年記念事業「20th アニバーサリーフェス」企画運営業務』企画提案競技審査基準に基づき、審査委員による評価点方式により行い、評価点の総計をもとに審査委員全員の協議により最優秀提案者を特定する方法とする。
- (4) 審査結果は、プレゼンテーションに参加したすべての提案者に文書で通知する。
- (5) 審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

## 7 契約に関する基本的事項

- (1) 選定された最優秀提案者は業務受託予定者とし、選定された企画提案書を参考に、委託内容や委託金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者との協議により契約に至らなかった場合には、次点の者を業務受託予定者とする。
- (3) 契約は、採用された提案内容によることを原則とするが、協議によりその内容を変更する場合がある。
- (4) 再委託は県の事前承認を必要とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (5) 原則として前金払いは行わない。

## 8 その他

- (1) 本企画提案競技への参加に要する経費については、提案者が負担する。
- (2) 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- (3) 本企画提案競技は令和 8 年度予算の成立を前提に実施するものであり、予算の成立状況によっては委託業務を実施しない場合がある。

## 9 本件の問い合わせ先

〒038-0021 青森市安田字近野 185  
青森県立美術館 経営管理課 担当：森  
TEL 017-783-5240 メール bijutsukan@pref.aomori.lg.jp